

○放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則

平成五年十月二十八日
科学技術庁告示第十一号

改正	平成	七年	二月二十八日	科学技術庁告示第一〇号
	同	九年	一月二日	同
	同	九年	五月三〇日	同
	同	九年	八月一日	同
	同	一年	七月五日	同
	同	二年	一月一日	同
	同	二年	二月二七日	同
	同	六年	一月三日	文部科学省告示第二〇号
	同	九年	三月三十一日	同
	同	二〇年	二月一日	同
	同	四年	九月四日	同
	同	五年	三月二九日	同
	同	八年	三月三十一日	同
	同	九年	三月三十一日	同
	同	三一年	三月二九日	同
	令和	元年	七月一日	同
	令和	三年	一月二一日	同
	令和	五年	三月三十日	同

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、放射線利用試験研究推進交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則
(平七科技庁告一〇・改称)

(通則)

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第五十一条第一項第十一号に規定する放射線の利用に関する試験研究又は原子力に係る基盤技術に関する試験研究の推進のための措置に要する費用に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則に定めるところによる。

(平七科技庁告一〇・平一一科技庁告四・平一二科技庁告八・平一六文科告二・平一九文科告五七・平二四文科告一四四・平二五文科告五八・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力発電施設等 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条各号に掲げる施設をいう。

二 原子力基盤技術 原子力に係る基盤技術であつて、放射線の生物影響及びレーザーその他のビームの利用に関する分野並びに材料技術、ソフト系科学技術及び計算科学技術の分野に係

る技術をいう。

三 放射線利用・原子力基盤技術試験研究事業 放射線の利用又は原子力基盤技術に関する試験研究に係る事業をいう。

四 放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業 放射線の利用又は原子力基盤技術に関する試験研究を行うために必要な施設、設備及び備品の整備その他の放射線の利用又は原子力基盤技術に関する試験研究を推進するための措置（施設の整備を伴うものに限る。）に係る事業（第五号に規定する事業を除く。）をいう。

五 放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事前調査事業 放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業を行うために必要な調査事業であつて、当該放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業の開始以前に行うものをいう。

六 放射線利用・原子力基盤技術試験研究設備等整備等事業 放射線の利用又は原子力基盤技術に関する試験研究を行うために必要な設備及び備品の整備その他の放射線の利用又は原子力基盤技術に関する試験研究の推進のための措置に係る事業（第四号に規定する事業を除く。）をいう。

七 放射線利用・原子力基盤技術人材育成事業 放射線の利用又は原子力基盤技術に関する人材育成（第三条に規定する都道府県若しくは当該都道府県が設立する地方独立行政法人の職員又は一般社団法人若しくは一般財団法人の職員に限る。）に係る事業をいう。

（平七科技庁告一〇・平九科技庁告三・平九科技庁告九・平一九文科告五七・平二

〇文科告一六九・一部改正）

（交付の対象）

第三条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、原子力発電施設等がその区域内において設置されている都道府県に対し、放射線利用・原子力基盤技術試験研究事業、放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業、放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事前調査事業、放射線利用・原子力基盤技術試験研究設備等整備等事業及び放射線利用・原子力基盤技術人材育成事業（以下「交付金事業」と総称する。）に要する経費の全部又は一部に充てるため予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

（平七科技庁告一〇・全改、平九科技庁告三・平九科技庁告九・平一二科技庁告二〇・一部改正）

（交付の期間）

第四条 一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 放射線利用・原子力基盤技術試験研究事業に係る交付金
大臣が初めて当該都道府県に対する第八条第一項に基づく通知（当該事業に係るものに限る。）を行つた日（当該都道府県が第九条の規定に基づき交付金の交付の申請を取り下げた場合を除く。）の属する会計年度の開始の日からその四年後の会計年度の末日までの期間

二 放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事前調査事業に係る交付金 大臣が初めて当該都道府県に対する第八条第一項に基づく通知（当該事業に係るものに限る。）を行った日（当該都道府県が第九条の規定に基づき交付金の交付の申請を取り下げた場合を除く。）の属する会計年度（以下「基準年度」という。）の開始の日からその翌年の会計年度の末日までの期間

三 放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業に係る交付金 基準年度の二年後の会計年度の開始の日から五年後の会計年度の末日までの期間

四 放射線利用・原子力基盤技術試験研究設備等整備等事業に係る交付金 大臣が初めて当該都道府県に対する第八条第一項に基づく通知（当該事業に係るものに限る。）を行った日（当該都道府県が第九条の規定に基づき交付金の交付の申請を取り下げた場合を除く。）の属する会計年度の開始の日からその四年後の会計年度の末日までの期間

五 放射線利用・原子力基盤技術人材育成事業に係る交付金 大臣が初めて当該都道府県に対する第八条第一項に基づく通知（当該事業に係るものに限る。）を行った日（当該都道府県が第九条の規定に基づき交付金の交付の申請を取り下げた場合を除く。）の属する会計年度の開始の日からその四年後の会計年度までの期間

（平七科技庁告一〇・平九科技庁告三・平九科技庁告九・平一二科技庁告二〇・一部改正）

（交付期間の特例）

第五条 大臣は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、別に大臣が定める期間を交付金の交付期間とすることができる。

（平一二科技庁告二〇・一部改正）

（交付金の交付限度額）

第六条 一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。ただし、一の都道府県に対して同一会計年度において第一号及び第三号に定める交付金が交付される場合にあつては、第四条第三号に定める期間内において当該都道府県に対して交付することのできるそれらの交付金の合計額は、二十四億円を限度とし、第一号及び第四号に定める交付金が交付される場合にあつては、第四条第四号に定める期間内において当該都道府県に対して交付することのできるそれらの交付金の合計額は、十億円を限度とする。

一 第四条第一号に掲げる交付金 第四条第一号に定める期間内に十億円

二 第四条第二号に掲げる交付金 次のイ又はロに掲げる会計年度の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額とする。

イ 基準年度 五千万円

ロ 基準年度の一年後の会計年度 一億円

三 第四条第三号に掲げる交付金 第四条第三号に定める期間内に二十四億円

四 第四条第四号に掲げる交付金 第四条第四号に定める期間内に十億円

五 第四条第五号に掲げる交付金 第四条第五号に定める期間内に五億円

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づき大臣が別の交付期間を定める場合においては、別に大臣が定める金額を交付限度額とする。

(平七科技庁告一〇・平九科技庁告三・平九科技庁告九・平一一科技庁告四・平一二科技庁告八・平一二科技庁告二〇・一部改正)

(交付金の交付申請)

第七条 交付金の交付申請をしようとする都道府県(以下「申請者」という。)は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、様式第一による申請書に次の各号に掲げる書類を添え、大臣に提出しなければならない。

一 様式第二による交付金事業実施計画書

二 様式第三による原子力発電施設等概要説明書

2 申請者は、前項の交付金の交付申請をするに当たつて、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければ

ならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(平九科技庁告六・平一一科技庁告四・平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・平二九文科告五四・令三文科告三・一部改正)

(交付の決定)

第八条 大臣は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 第一項の交付金の交付決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 試験研究費

二 施設整備費

三 設備備品費

四 人材育成費

五 調査費

六 補助金

七 基金造成費(施設、設備及び備品の整備に係るものに限る。)

八 付帯雑費

4 大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たつては、前条

第二項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 大臣は、前条第二項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(平七科技庁告一〇・平九科技庁告三・平九科技庁告六・平九科技庁告九・平一二科技庁告八・平一二科技庁告二〇・一部改正)

(申請の取下げ)

第九条 前条の通知を受けた者であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服のあるものは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条の規定による通知のあつた日から十五日以内に、様式第四による届出書を大臣に提出しなければならない。

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・令三文科告三・一部改正)

(交付の条件)

第十条 大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第八条第三項の経費の配分の変更(二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配

分額の流用を行おうとする場合を除く。)をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

二 交付金事業の実施に関し契約をする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

六 交付金に係る消費税及び地方消費税については、交付規則の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

(平九科技庁告六・平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・一部改正)

(状況報告)

第十一条 第八条第一項の通知を受けた者(以下「交付金事業者」という。)は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第五による交付金事業実施状況報告書を大臣が要求する期日まで提出しなければならない。

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・一部改正)

(実績報告等)

第十二条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月二十日)までに、様式第六による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払により、交付決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあつては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事業の完了又は廃止の承認の日から六十日を経過する日までとする。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たつて、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第七による評価報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があつたとき

は、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(平九科技庁告六・平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・平二八文科告六九・平三一文科告六六・令三文科告三・一部改正)

(交付金の額の確定)

第十三条 大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき交付金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

2 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から二十日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

(平一二科技庁告二〇・平二四文科告一四四・一部改正)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付

金の返還)

第十四条 交付金事業者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第八により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第三項の規定は、前項の返還の規定について準用する。
(平九科技庁告六・平一二科技庁告二〇・平二八文科告六九・一部改正)

(交付決定の取消)

第十五条 大臣は、第十条第一項第四号の規定による申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 交付金事業者が第十条の規定により付された条件に違反した場合

二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三 交付金事業者が第十一条、第十二条及び次条の規定に違反した場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・一部改正)

(財産処分の制限)

第十六条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、交付金の交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のもの並びに第十九条に規定する特許権等を除く。)を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第九による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(平七科技庁告一〇・平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・平二八文科告六九・令三文科告三・一部改正)

(交付金の支払)

第十七条 交付金は、第十三条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後には支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第十による交付金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(平一二科技庁告二〇・平一九文科告五七・平二八文科告六九・令三文科告三・一部改正)

(交付金事業の経理)

第十八条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によつて明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(特許権等の取得等)

第十九条 交付金事業者は、交付金事業の結果得られた技術が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、様式第十一による届出書を大臣に提出しなければならぬ。

2 交付金事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく様式第十二による届出書を大臣に提出しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の規定により取得した特許権等の利用又は処分について大臣の指示に従わなければならない。

(平七科技庁告一〇・追加、平一二科技庁告二〇・平二八文科告六九・令三文科告三・一部改正)

(交付金調書)

第二十条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十三による交付金調書を作成しておかなければならない。

(平七科技庁告一〇・旧第十九条繰下・平一九文科告五七・平二八文科告六九・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成五年六月二日から適用する。

2 平成五年度予算に係る放射線利用試験研究推進交付金の交付の申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成五年十月二十八日から平成五年十一月十日まで」とする。

附 則 (平成七年一二月二八日科学技術庁告示第一〇号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成七年度予算に係る放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の交付申請については、第七条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日」とあるのは、「平成七年十二月二十八日から平成八年一月十二日まで」とする。

3 この規定の施行前に、この規則の規定による改正前の放射線利用試験研究推進交付金交付規則第八条第一項に基づく通知（放射線利用試験研究施設等整備事前調査事業に係るものに限る。）

を受けた都道府県については、この規則の規定による改正後の放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第四条第一号中「当該事業」とあるのは、「放射線利用試験研究施設等整備事前調査事業」と読み替えるものとする。

附 則（平成九年一月二一日科学技術庁告示第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成八年度予算に係る放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の交付申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成八年五月十六日から平成八年五月三十一日まで又は平成九年一月二十一日から平成九年一月二十八日まで」とする。

- 3 この規則の施行前に、この規則の規定により改正前の放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第八条第一項に基づく通知を受けた都道府県については、この規則の規定による改正後の第四条第二号中「当該事業」とあるのは、「放射線利用試験研究施設等整備等事前調査事業」に、第四条第四号中「当該事業」とあるのは、「原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業」と読み替えるものとする。

附 則（平成九年五月三〇日科学技術庁告示第六号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線監視等交付金交付規則、放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金交付規則、原子力発電支援装置開発費等補助金交付規則、

大型再処理施設等放射能影響調査交付金交付規則及び放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成九年八月一一日科学技術庁告示第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成九年度予算に係る放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の交付申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで」とあるのは、「平成九年五月十六日から平成九年八月二十五日まで」とする。

附 則（平成一一年七月五日科学技術庁告示第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
- 2 平成十一年度予算に係る放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十一年五月十六日から平成十一年七月十二日まで又は平成十一年十月十六日から平成十一年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成一二年一月一日科学技術庁告示第八号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の規定

は、平成十二年四月一日から適用する。ただし、この規則による改正後の放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第一条の規定は平成十二年五月三十一日から適用する。

2 平成十二年度予算に係る放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の交付の申請については、第七条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成十二年五月十六日から十一月十日まで又は十一月二十日から十二月五日まで」とする。

附 則 (平成十二年二月二七日科学技術庁告示第二〇号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一六年一月一三日文部科学省告示第二号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の規定は、平成十五年十月一日から適用する。

附 則 (平成一九年三月三十一日文部科学省告示第五七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一日文部科学省告示第一六九号)

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日文部科学省告示第一四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日文部科学省告示第五八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日文部科学省告示第六九号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日文部科学省告示第五四号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三二年三月二九日文部科学省告示第六六号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日文部科学省告示第一八号) 抄

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一月二一日文部科学省告示第三号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年三月三十日文部科学省告示第三六号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

様式第一（第7条関係）（平9科技庁告9・全改、平12科技庁告20・令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年度における標記の交付金について、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 交付金事業の内容
 2. 交付金事業の実施主体
 3. 交付金事業に要する経費（明細は別紙のとおり）
 4. 交付を受けようとする額
 5. 交付金事業の着手及び完了年月日
 6. 添付資料
 - (1) 交付金事業実施計画書
 - (2) 原子力発電施設等概要説明書
- (注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとする。
- (2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
- 「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除額＝交付金額」

別紙

交付金事業に要する経費内訳書

1. 総括表

収 入		支 出	
自己資金等		試験研究費	
交付金		施設整備費	
		設備備品費	
		人材育成費	
		調査費	
		補助金	
		基金造成費	
		付帯雑費	
合計		合計	

2. 支出内訳表

(1) 試験研究費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
その他					
合計					

(2) 施設整備費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
その他					
合計					

(3) 設備備品費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
その他					
合計					

(4) 人材育成費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
その他					
合計					

(5) 調査費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

(6) 補助金

① 補助対象先名

② 補助対象事業費の内訳

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

(注) 補助金交付規則等を定めた場合にあつては、添付すること。

(7) 基金造成費（施設、設備及び備品の整備に係るものに限る。）

基金名

種 別	金 額	備 考
当年度基金造成費		
交付対象経費		
そ の 他		
前年度末基金造成額		
当年度基金処分額		
当年度末基金造成残高		

(注) 1 基金ごとに記入すること。

2 基金条例を定めた場合にあつては、添付すること。

(8) 付帯雑費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

(注) 旅費、謝金、通信運搬費、印刷製本費等に要する経費を記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

交付金事業実施計画書

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

1. 交付金事業の内容
 - (1) 施設等の名称及びその内容
 - (2) 施設等の規模
2. 交付金事業の実施場所
3. 交付金事業の実施計画
 - (1) 交付金事業の着手予定日
 - (2) 交付金事業の完了予定日
 - (3) 施設等の利用開始予定日
4. 交付金事業の全体計画説明

交付金事業の内容	交付金事業の内容及び交付金事業に要する経費							備 考
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
放射線利用・原子力基盤技術試験研究事業								
放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事業								
放射線利用・原子力基盤技術試験研究施設等整備等事前調査事業								
放射線利用・原子力基盤技術試験研究設備等整備等事業								
放射線利用・原子力基盤技術人材育成事業								

5. 添付資料
 - (1) 交付金事業の実施場所の付近見取図
 - (2) 施設等の配置図、平面図及び立面図等

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第三（第7条関係）（平12科技庁告20・令元文科告18・一部改正）

原子力発電施設等概要説明書

施設名	原子力発電施設等設置者名	施設の所在地	最大出力 (千KW) 又は能力	炉型式	着工時期 (年月)	使用開始予定時期又は 使用開始時期 (年月)	備考

(注) 設置者の作成した施設の設置計画書を添付すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第四（第9条関係）（平7科技庁告10・平12科技庁告20・令元文科告18・令3文科告3・一

部改正）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付申請取下届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号による放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付申請を下記の理由により取り下げたいので、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 申請を取り下げる理由

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とすること。

様式第五（第11条関係）（平7科技庁告10・平12科技庁告20・令元文科告18・令3文科告3・一

部改正）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業実施状況報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名杯及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもつて交付の決定の通知を受けた放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業の実施状況に関し、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付金事業の実施状況

2 交付金の実施状況

費目	予算額 ①	実施額 ②	進行率 ② / ① %	備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業実績報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもつて交付の決定の通知を受けた放射線

利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金に係る交付金事業 {は令和 年 月
の令和 年度の实

績について } 日をもって完了（廃止）しましたので } 放射線利用・原子力基盤技術試験研究

推進交付金交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 交付金事業の実施状況

(1) 交付金事業の内容

イ. 施設等の名称及びその内容

ロ. 施設等の規模

(2) 交付金事業の実施場所

(3) 交付金事業の実施期間

イ. 交付金事業の着手年月日

ロ. 交付金事業の完了年月日

ハ. 施設等の利用開始年月日

(4) 交付金事業収支状況

イ. 支出実績額 円（予算額 円）

ロ. 交付金充当額 円（交付決定額 円）

2. 交付金事業収支総括表

		予 算 額	本 年 度 実 績	差 額	交 付 金		
					交 付 決 定 額	支 出 額	
						実 績	差 額
支 出	試 験 研 究 費						
	施 設 整 備 費						
	設 備 備 品 費						
	人 材 育 成 費						
	調 査 費						
	補 助 金						
	基 金 造 成 費						
	付 帯 雑 費						
	合 計						
収 入	自 己 資 金 他						
	そ の						
	小 計						
	交 付 金						
	合 計						

3. 費用別内訳書

(1) 試験研究費

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(2) 施設整備費

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(3) 設備備品費

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(4) 人材育成費

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(5) 調査費

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(6) 補助金

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(7) 基金造成費

種 別	予 算 額	決 算 額	備 考
当該年度基金造成費 交付対象経費 その他 前年度末基金造成額 当年度基金処分額 当年度末基金造成残高			

(8) 付帯雑費

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	金 額			取 引 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 済 額	支 払 義 務 額				
計												

(9) 添付資料

- イ. 請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は、支払領収書の写し
 ロ. 交付金事業が完了した場合にあつては、工事完了を確認するに足る検査済証の写し（例えば、建築基準法第7条第3項による検査済証等）
 ハ. 施設等の配置図、平面図及び立面図等
 ニ. 施設等内外の主要部分の写真
 ホ. 当該年度において基金を処分して実施した事業の実績報告書

4. 財産一覧表

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第16条の財産は、次のとおりである。

財産の名称	仕様	数量	金額	契 約 年月日	取 引 年月日	支 払 年月日	交付金 充当額	備 考
計								

(注) (1) 交付金事業の実施状況、交付金事業収支総括表及び費用別内訳書の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付対象費用をいう。

(2) 費用別内訳書の備考欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにその理由を記載する。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(4) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

様式第七（第12条関係）（平28文科告69・追加、令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業評価報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金に係る交付金事業の成果の評価について放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第12条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の事業主体
- 3 交付金事業の実施場所
- 4 交付金事業の概要
- 5 交付金事業に要した経費及び交付金充当額
- 6 交付金事業の成果及び評価

(注) (1)交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(注) (2)用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第八（第14条関係）（平7科技庁告10・平9科技庁告6・平12科技庁告20・一部改正、平28

文科告69・旧様式第七繰下・令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 交付金額（交付規則第13条による額の確定額） | 円 |
| 2 | 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）（1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（2）用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第九（第16条関係）（平7科技庁告10・平12科技庁告20・一部改正、平28文科告69・旧様式

第八線下、令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもつて交付金の額の確定通知をうけた放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第16条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2 相手先（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）（1） 処分の方法の欄には、使用、譲渡し、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。

（2） 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第十（第17条関係）（平9科技庁告9・全改、平12科技庁告20・一部改正、平28文科告69・

旧様式第九繰下、令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金支払請求書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金の精算払（第 回概算）を受けたいので、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則第17条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 金 円也
2. その請求額の内訳

（精算払の場合）

費 目	交付決定額	確 定 額 ①	概算金受領額 ②	差引請求額 ③
試験研究費 施設整備費 設備備品費 人材育成費 調査費 補助金 基金造成費 付帯雑費				
合 計				

（概算払の場合）

費 目	交付決定		前回までの		今回対象の			支出済 交付金 額 ④	請求額 ①+② +③- ④
	交付 対象 費用	交付 金の 額	支出 費用	所要 交付 金 ①	支出 費用	所要 交付 金 (実績) ②	所要 交付 金 (見込) ③		
試験研究費 施設整備費 設備備品費 人材育成費 調査費 補助金 基金造成費 付帯雑費									
合 計									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第十一（第19条第1項関係）（平7科技庁告10・追加、平12科技庁告20・平24文科告144

・一部改正、平28文科告69・旧様式第十線下、令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

特許権等出願届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもつて交付の決定の通知を受けた放射線利用・原子力基盤技術試験研究交付金事業に関して、このたび下記のとおり

{特許
实用新案
意匠} の出願をしましたので、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交

付金交付規則第19条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2. 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案登録出願人	考案者

3. 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	意匠の創作をした者

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(2) 交付決定通知の文書番号を記入すること。

様式第十二（第19条第2項関係）（平7科技庁告10・追加、平12科技庁告20・一部改正、平28

文科告69・旧様式第十一線下、令元文科告18・令3文科告3・一部改正）

特許権等取得届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもつて交付の決定の通知を受けた 令
和 年 月 日付け届け出ました特許権等出願届出書記載のもののうち、こ

のたび下記のとおり { 特 許 権
实用新案権
意 匠 権 } を取得しましたので、放射線利用・原子力基盤

技術試験研究推進交付金交付規則第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 特 許

出 願 番 号	出 願 年 月 日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2. 実用新案

出 願 番 号	出 願 年 月 日	考 案 の 名 称	実 用 新 案 登 録 出 願 人	考 案 者

3. 意 匠

出 願 番 号	出 願 年 月 日	意 匠 に 係 る 物 品	意 匠 登 録 出 願 人	意 匠 の 創 作 を し た 者

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(2) 交付決定通知の文書番号を記入すること。

様式第十三（第19条関係）（平7科技庁告10・旧様式第十繰下・一部改正、平28文科告69・旧様

式第十二繰下、令元文科告18・一部改正）

令和 年度放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金調書

都道府県名

国		都 道 府 県										備 考	
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	歳 入			歳 出								
		科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 交 付 金 相 当 額	支 出 済 額	う ち 交 付 金 相 当 額	翌 年 繰 越 額	う ち 交 付 金 相 当 額		